

外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答

：「海外預金の残高に関する報告書」関係

「証券売買契約状況等報告書」(証券の一般売買に関する報告)関係

「デリバティブ取引に関する報告書」関係

「証券の償還等の状況報告書」関係

「外国法人の内部留保等に関する報告書」関係

2026 年 9 月

日本銀行国際局

目次

「海外預金の残高に関する報告書」関係

1. 報告書の提出期限はいつですか。
2. 少額の海外預金でも報告は必要ですか。
3. 外国の金融機関に定期預金を 2 口(5 千万円と 8 千万円)と通知預金を 1 口(2 億円)預けています。どのように報告すれば良いですか。
4. 金融機関以外(弁護士等)にお金を預けた場合も報告書の提出は必要ですか。
5. 外国の不動産購入のため、日本の銀行から現地の売主へ代金を送金する予定ですが、現地の他の非居住者が一旦この資金を預ることとなっています。この場合、海外預金の報告は必要ですか。
6. 当社では、会計処理上外貨は社内レートで円換算しています。このような場合、報告書にはどのように記入すれば良いですか。

「証券売買契約状況等報告書」(証券の一般売買に関する報告)関係

1. EB 債(他社株転換社債)の償還が株式等の現物で行われた場合、どのように報告すれば良いですか。
2. 「媒介、取次ぎ又は代理業務に係るもの」の定義は何ですか。
3. 円払証券の売買では、証券の銘柄についてもコードによって報告する扱いですが、非上場銘柄はどのように報告すれば良いですか。

「デリバティブ取引に関する報告書」関係

1. クレジットデフォルトスワップについてはどのように報告すれば良いですか。
2. スワップ解約に伴う支払についてはどのように報告すれば良いですか。

「証券の償還等の状況報告書」関係

1. 償還期日を迎えた証券を満期償還しました(年末における残高が0)が、本報告書の提出は必要ですか。

「外国法人の内部留保等に関する報告書」関係

1. 業種番号は何に基づいて記入するのですか。
2. 内部留保(当期中)の算出方法を教えてください。

「海外預金の残高に関する報告書」関係

1. 報告書の提出期限はいつですか。

海外預金の残高に関する報告書は、月末時点の残高について、翌月20日(提出期限が休日の場合は休日の前日)までに提出するように定められています。

ただし、海外建設工事に係る役務の提供に伴うものについては、3か月以内に提出することができます。

2. 少額の海外預金でも報告は必要ですか。

非居住者に対する預け金の月末残高が、1口座または1先あたり(例えば弁護士等銀行以外の先に対する預け金)1億円相当額以下の場合は報告は不要です。

3. 外国の金融機関に定期預金を2口(5千万円と8千万円)と通知預金を1口(2億円)預けています。どのように報告すれば良いですか。

海外預金残高の報告基準金額は、1口座または1先あたり(銀行以外)1億円相当額超となっています。よって、通知預金は報告が必要ですが、定期預金は2口座とも1億円相当額以下であるため報告は不要です。ただし、1億円相当額以下のものを含めて報告しても差し支えありません。

4. 金融機関以外(弁護士等)にお金を預けた場合も報告書の提出は必要ですか。

報告省令第32条で「非居住者との間の預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権」の残高が対象となっていますので、金融機関に限らず、弁護士や一般法人への預け金についても提出が必要となります。

5. 外国の不動産購入のため、日本の銀行から現地の売主へ代金を送金する予定ですが、現地の他の非居住者が一旦この資金を預ることとなっています。この場合、海外預金の報告は必要ですか。

預金期間が短期であっても、非居住者に対する預け金の残高が月末時点で1億円相当額を超えた場合は、報告が必要です。

6. 当社では、会計処理上外貨は社内レートで円換算しています。このような場合、報告書にはどのように記入すれば良いですか。

1の「報告通貨」は「イ. 円」を選択します。2の「外国通貨の本邦通貨への換算方法」は「ハ. その他」を選択し、()内に換算に使用したレート(この場合は社内レート)を記入し、「海外預金残高」は百万円単位(単位未満四捨五入)で報告してください。

「証券売買契約状況等報告書」(証券の一般売買に関する報告)

関係

1. EB債(他社株転換社債)の償還が株式等の現物で行われた場合、どのように報告すれば良いですか。

償還日において、社債の償還と当該株式等の取得として報告してください。なお、報告に際しては、EB債が外貨証券、現物償還を受ける株式等が円払証券となるなど「証券発行体の区分」が同一でない場合がありますので注意してください。

2. 「媒介、取次ぎ又は代理業務に係るもの」の定義は何ですか。

媒介等取引については、財務省の通達「外国為替法令の解釈及び運用について」において次のとおり定義されています。

1. 「媒介」とは顧客と非居住者との売買の仲立ちとなること。
2. 「取次ぎ」とは顧客の計算において報告者の名義において契約すること。

3. 「代理」とは報告者が顧客との代理契約等に基づき顧客の計算により顧客の名義で契約すること。

上記通達に照らして「媒介」、「取次ぎ」、「代理」のいずれかに該当する場合「媒介等」として取りまとめ報告することとなりますが、このうち「媒介」については、二重報告や報告漏れを回避するため、媒介を行った者と媒介を受けた者との間で「媒介」であることを確認したうえで報告してください。

3. 円払証券の売買では、証券の銘柄についてもコードによって報告する扱いですが、非上場銘柄はどのように報告すれば良いですか。

証券コード協議会においてコード番号を付されていない非上場企業の株式や国内発行債券、あるいは非居住者が発行した円建債(サムライ債)については、具体的な株式等銘柄名を記入し、コード番号は 9999 としてください

「デリバティブ取引に関する報告書」関係

1. クレジットデフォルトスワップについてはどのように報告すれば良いですか。

クレジットデフォルトスワップにおけるプレミアムの受払は、「デリバティブ取引に関する報告書」(報告省令別紙様式第 27)の「オプション取引」「売買高」の「受取プレミアム」又は「支払プレミアム」欄を用いて報告します。

なお、ヘッジされる信用リスクの対象がデフォルトした場合で、対象資産の所有権の移転を伴わない決済を行った場合は、その受払額を「オプション取引」の「反対売買に伴う差損益」欄を用いて報告します。所有権移転を伴う場合は、対象資産により報告様式が異なります。判断に迷う場合には、対象資産に関連する報告書の照会先へご照会ください。

2. スワップ解約に伴う支払についてはどのように報告すれば良いですか。

スワップ解約に伴う支払については、「デリバティブ取引に関する報告書」(報告省令別紙様式第 27)の「スワップ取引に係る受払額」「金利、配当金又はキャピタルゲイン等」の「払」欄を用いて報告します。

「証券の償還等の状況報告書」関係

1. 償還期日を迎えた証券を満期償還しました(年末における残高が0)が、本報告書の提出は必要ですか。

「証券の償還等の状況報告書」(報告省令別紙様式第53)は、未償還の債券残高が10億円以上の場合に報告を要します。従って、残高0の場合、報告は不要です。

「外国法人の内部留保等に関する報告書」関係

1. 業種番号は何に基づいて記入するのですか。

「報告省令・別表第3」により記入してください。なお、複数の事業を営んでいる場合や、持株会社の場合の業種番号については、外為法に関する手続き > 3.様式および記入の手引等 > ※業種番号をご参照ください。

2. 内部留保(当期中)の算出方法を教えてください。

内部留保(当期中)は、外国法人の当期利益のうち、投資家に配分されずに内部留保として積み立てられたものになります。

算出方法の詳細については、外為法に関する手続き > 3.様式および記入の手引等 > (1)その他の報告書 > 4.事業収支、内部留保、海外預金の残高、その他対外の貸借及び国際収支に関する資料 > 様式51(報告省令)外国法人の内部留保等に関する報告書をご参照ください。

外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答

その他の報告書関係一般について

目次

1. 報告義務の根拠法令は何ですか。
2. 報告は何に使用されているのですか。
3. 報告を怠った場合の罰則規定はありますか。
4. 報告書の提出先が日本銀行を経由して財務大臣あてになっているのはなぜですか。
5. 外貨建の取引を円建で報告する場合などで、報告書作成上の換算レートは何を使用すれば良いですか。
6. 日本銀行において公示する相場(報告省令レート)とは、いつ、どのようなかたちで公示されますか。
7. 報告様式、記入の手引はどこで入手できますか。
8. 報告書の提出先はどこですか。
9. 居住者、非居住者の定義は何ですか。
10. 国際収支項目にある「関連企業」の定義は何ですか。
11. 国際収支項目にある「金融会社」の定義は何ですか。
12. 企業間の資金過不足を調整するため、日々資金の受払が発生します。どのような報告が必要ですか。
13. 企業間での立替えはどのような取引分類になりますか。

1. 報告義務の根拠法令は何ですか。

外為法では、対外取引について様々な許可、届出、報告が定められていますが、自由な対外取引が行われるよう平時大半の取引は事後報告で足りることとされており、外為法の第 55 条から第 55 条の 9 にかけて報告に関する規定が定められています。また、別途政省令等による細部の定めがあります。

2. 報告は何に使用されているのですか。

外為法の目的である「対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること」に関連し、行政上あるいは統計作成のため使用されます。

3. 報告を怠った場合の罰則規定はありますか。

国際収支統計に使用される報告書のほとんどは外為法第 71 条にその罰則規定が設けられており、例えば、「支払又は支払の受領に関する報告書」の罰則規定は、「第 55 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたものは、6 ヶ月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する」とあります。

4. 報告書の提出先が日本銀行を経由して財務大臣あてになっているのはなぜですか。

外為法第 69 条に、日本銀行の経費負担で事務の一部を取り扱わせることができる旨の規定があり、財務大臣から事務委任を受けて報告書の受理や統計の作成など事務の一部を日本銀行で行っています。具体的な事務の範囲は報告省令第 38 条に定められています。

5. 外貨建の取引を円建で報告する場合などで、報告書作成上の換算レートは何を使用すれば良いですか。

報告書には決済通貨のまま報告する場合と通貨換算のうえ報告する場合があります。後者についてはその換算方法が報告省令第 35 条に定められており、基本的には、「当該報告に係る取引、行為若しくは支払等が行われた日又はその日の属する月の末日における実勢外国為替相場を用

いて換算する方法」と「財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場（報告省令レート）を用いて換算する方法」があります。具体的には報告書により取扱いが異なりますが、例えば、「支払又は支払の受領に関する報告書」については、取りまとめて報告する場合に限り（別紙様式第2及び第4）、決済通貨、円換算による報告のいずれも可能となっており、後者の場合は報告書上に換算方法を記入することとなります。

6. 日本銀行において公示する相場（報告省令レート）とは、いつ、どのようなかたちで公示されますか。

毎月20日頃に、翌月に適用される報告省令レートを日本銀行本店業務局窓口（1階）のそばに掲示しています。また、外為法に関する手続き > 5.報告書作成の際に使用するレート（換算レート） > 換算レート一覧 > 報告省令レートにも掲載しておりますのでご利用ください。

7. 報告様式、記入の手引はどこで入手できますか。

支払等、資本取引、内部留保、対内直接投資等の報告様式、記入の手引については、外為法に関する手続き > 3.様式および記入の手引等 > (1)支払又は支払の受領に関する報告書／(1)その他の報告書に掲載しておりますので、ご利用ください。このほか、官報、法令集に掲載されている様式をもとにパソコン等で打直しても構いませんが、サイズやレイアウトは定められておりますのでご注意ください。

8. 報告書の提出先はどこですか。

報告書は、外為法に関する手続き > 4.提出方法 > 書面提出をご覧ください。ただし、支払又は支払の受領に関する報告書の提出先については、記入の手引の「報告書の提出先と照会先」をご参照ください。

9. 居住者、非居住者の定義は何ですか。

外為法第6条1項5号に、居住者とは、「本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。」と定められています。なお、別途財務省の通達「外国為替法令の解釈及び運用について」により、居住性の判定基準を個人、法人等、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等について、具体的に定めています。

また、外為法 6 条 1 項 6 号に、非居住者とは、「居住者以外の自然人及び法人をいう。」と規定しています。

10. 国際収支項目にある「関連企業」の定義は何ですか。

関連企業のパターンは、「対外投資に係る外国関連企業」、「対内投資に係る外国関連企業」、「本邦関連企業」と多岐にわたるため、定義については、外為法に関する手続き > 3.様式および記入の手引等 > ※国際収支項目番号のうち、「国際収支項目の内容」で使用している用語の解説 No.14、No.15 及びNo.16 をご参照ください。

11. 国際収支項目にある「金融会社」の定義は何ですか。

金融会社とは、銀行業、金融商品取引業又はその他金融業を営む会社のことをいいます。業種は、「日本標準産業分類」における大分類の「金融・保険業」を想定しています。具体的には、銀行業、保険業、金融商品取引業、中小企業等金融業、貸金業、クレジットカード業、割賦金融業等です。

12. 企業間の資金過不足を調整するため、日々資金の受払が発生します。どのような報告が必要ですか。

企業間では、資金の過不足を調整するために、資金移動を行うケースがあります。原則として、取引の都度報告の対象となり、報告金額は、これらのネット額ではなく、受取額と支払額別に報告が必要となります。報告内容としては、企業間の経理等に合わせ、「貸付・借入」、または「預け金・預り金」に分類してください。居住者側が初めに資金を支払う場合は、「貸付または預け金」(資産)とし、その資金を回収する場合は、「貸付の回収または預け金の引出」(資産の減少)に分類してください、また、初めに資金を受取る場合は、「借入または預り金」(負債)とし、その資金を返戻する場合は、「借入の返済または預り金の返戻」(負債の減少)に分類してください。

なお、当該取引を、都度報告である「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第 3)、又は「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第 1)で報告されている場合、取引の都度の報告に代えて、1 か月分まとめて報告することも可能です。とりまとめ報告である「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第 4)を希望される方は、財務省国際局調査課外国為替室へご相談ください。「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第 2)については、特段の手続は不要です。

13. 企業間での立替えはどのような取引分類になりますか。

企業間では、一時的に資金の立替えを行うことがあります。例えば本邦の親会社が、本来であれば海外子会社が支払うべき資金を一時的に立替えて、国内の取引先に支払う場合などが該当しますが、この場合、立替え時点で、親会社にとっては、子会社への貸付(債権)が発生し、子会社が立替え資金を返済した時点で貸付の回収(債権の消滅)となります。

また、国内の親会社が海外の取引先に支払うべき資金を海外の子会社が一時的に立替えた場合は、立替え時点で、親会社にとっては、子会社からの借入(債務)が発生し、子会社へ立替え資金を返済した時点で借入の返済(債務の消滅)となります。